

令和5年度2月
豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和6年2月15日(木)午後2時00分
場 所 市役所本庁4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 14名 欠席委員 1名

	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
会長	15	三宮 憲治	○						
委員	1	麻生祐三子	○	6	安藤 大作	○	11	衛藤 英教	×
	2	後藤 綾子	○	7	山崎 淳三	○	12	小野 末芳	○
	3	橋本みゆき	○	8	廣瀬 正雄	○	13	志賀 義和	○
	4	後藤 栄治	○	9	渡邊 丸美	○	14	三代 忠佑	○
	5	小野不二夫	○	10	衛藤 講治	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 原尻 雄一
係 員 柴谷 孝俊 武生 駿佑
農業振興課 甲斐 久満 佐藤 利彦

議事録署名委員の指名

3番 橋本 みゆき 4番 後藤 栄治

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意契約の通知について
- (3) 報告第 25 号 農地所有適格法人の要件審査について
- (4) 報告第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消について

議 事

- (1) 議案第 79 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 80 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (3) 議案第 81 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 82 号 現況証明（非農地証明）について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は14名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これから進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	--

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は14名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年度2月豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時6分)
-----	--

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 3番：橋本みゆき委員、4番：後藤栄治委員にお願いします。
-----	---

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年度第1月定例総会から本日の令和5年度2月定例総会までの経過につきまして、別紙の資料6にまとめております。資料6をご覧ください。 その中から、※のついた3点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料6を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第24号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	議案書の1ページをお開きください。 (議案書のとおり番号1番から番号7番までの7案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。 はい、2番委員。
2番委員	この中で、法人さんが借りられていた農地の解約の理由が、農道が狭いことや水道管の移設ができないこととあるのですが、これは今後改善しなければ耕作放棄地に繋がると思うのですが、農地の中に水道管があることも含めて、今後そういう次の扱い手へ耕作が繋がるような案があるのでしょうか。
事務局	水道管の件ですが、田舎に行けば、私道ではなく農地に水道管が入ってたり屋敷の中に入っていたりすることがあります。ここについても、いつ敷設をしたものか分かりかねますが、田の真ん中に入っている、移設をしないかと話をしたようなのですが、それはしないということでの合意解約に至ったということです。
農業振興課	1番の農道の件に関しましては、それまで使っていた機械を更新するにあたり、少し大型になったということと、今回の5筆のエリアで耕作をしているのがこの法人さんだけということで、農道を整備する人も少なくなる中で年々通行が困難になってきたのもあって、今回断念したというふうに聞いております。
議長	よろしいでしょうか。他にありませんか。
	[ありません]の声あり
事務局	質問が無いようですので、次に進みます。 続いて、「報告第25号 農地所有適格法人の要件審査について」事務局の説明を求めます。
議長	議案書の2ページをお開きください。
	(議案書のとおり番号1番から番号2番までの2案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。
	[ありません]の声あり
事務局	質問が無いようですので、次に進みます。 続いて、「報告第26号 農地法第3条の規定による許可の取消について」事務局の説明を求めます。
議長	議案書の2ページをお開きください。
	(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)
議長	説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。 はい、9番委員。
9番委員	私の地元の案件なのですが、この件は、以前の総会であっせんの案件として譲受人に紹介があったと思うのですけれども、この方は既に荒廃していた現地を手入れして、申

	請地は綺麗になっており、取消理由は議案書のとおりだと思うのですが、これは農業委員会として取消の申出を素直に受理してよいものなのでしょうか。
議長	この件について、あっせんをしたのは私なのですが、こちらの農地は二年間程誰も手を挙げる人がおらず、今回譲り受ける予定だった方へ相談し引き受けたまでもう機会で整備をされていて、飼料を植える計画だったようですが、譲渡人のご家族の中で再度話し合があり、それから色々と協議を重ねたのですが、譲受人の方から、いいですよと話の折り合いがついたので、今回の経緯となりました。今後は譲渡人の祖父へ所有権移転するというような話になるようです。
事務局	私達も、譲渡人のご家族方、譲受人の方と幾度も協議を重ねてお話をさせていただいたのですが、最終的には譲受人の方から了解を受けてこのようなかたちとなつた次第であります。
議長	よろしいでしょうか。他にありませんか。
	[ありません]の声あり
議長	質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長	これより、日程4の議事に入ります。 まず、「議案第79号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。
農業振興課	それでは、議案第79号の説明をさせていただきます。 農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。 令和6年2月15日提出 豊後大野市長 川野 文敏 (議案書のとおり番号1番及び2番の2案件について朗読)
議長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、番号1番及び番号2番の2案件について、地区審査会の報告を求めます。 それでは、番号1番の1案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。
9番委員	緒方の渡邊丸美です。2月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。 番号1番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。 申請地は、平成6年4月頃に亡父が農地法第4条許可を取得せずに植林を行った土地であり、現況は山林として管理をしているため、除外をお願いしたいとのことであります。 変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。 許可基準は、第2の1の(1)のカの(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業

	<p>の目的を達することができない」ために該当します。</p> <p>農地転用の許可の要否は、申請は必要なく、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>次に、番号2番の1案件を13番：志賀義和委員にお願いいたします。</p>
13番委員	<p>朝地の志賀義和です。2月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号2番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の用途変更にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、平成26年2月の大雪で被災した施設の再建にあたり、農地法第4条の許可を取得せずに農業用施設を建築した土地であり、現況は宅地となっているため用途変更をお願いしたいとのことです。</p> <p>変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため第2種農地のその他の農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)の方の(イ)の「申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達することができない」ために該当します。</p> <p>農地転用の許可の要否は、第4条申請が必要となります。</p> <p>地区審査会の意見としましては、用途変更後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ転用は可能であるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第79号の番号1番及び番号2番の2案件についてこれより質疑を許可します。</p>
	[ありません]の声あり
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第79号の番号1番及び番号2番の2案件について、「転用は可能である」との報告です。これから裁決します。議案第79号の番号1番及び番号2番の2案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	挙手全員です。
議長	<p>挙手全員により、「議案第79号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号1番及び番号2番の2案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。</p> <p>次に、「議案第80号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>それでは、議案第80号の説明をさせていただきます。</p> <p>農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、農業委員会の決定を求める。</p> <p>令和6年2月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて令和6年2月16日公告予定分を朗読)</p>

議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第80号についてこれより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第80号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により、「議案第80号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>（とき、午後2時37分）</p>
	<p>それでは、再開します。</p> <p>（とき、午後2時38分）</p>
議長	<p>次に「議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページ、あわせて概要書の3ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号1番から番号4番までの4案件について朗読）</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番及び番号2番の2案件を2番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
2番委員	<p>三重の後藤綾子です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、県外在住のため農地の管理が困難であったことから、譲受人に居宅と共に申請地を譲り渡したいと相談したところ、今回購入した居宅の近くにあり利便性が良いことから売買で話がまとまり、今回申請するものです。なお、譲受人が主に農業を行うことから申請人となっています。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>次に、番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、県外在住のため農地の管理が困難であったことから、譲受人に居宅と共に申請地を譲り渡したいと相談したところ、購入した居宅の近くにあり利便性も良いことから売買で話がまとまり、今回申請するものです。</p>

	<p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>次に、番号3番の1案件を3番：橋本みゆき委員にお願いいたします。</p>
3番委員	<p>大野の橋本みゆきです。2月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてあります。</p> <p>譲受人は知人の紹介から申請地を借りて数年前より耕作をしていました。譲渡人は申請地を相続したものの営農しておらず、譲受人に相談したところ売買で話がまとまり今回申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>次に、番号4番の1案件を4番：後藤栄治委員にお願いいたします。</p>
4番委員	<p>犬飼の後藤です。2月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてあります。</p> <p>譲渡人は農地を相続しましたが営農しておらず、以前から譲受人に耕作を依頼していました。譲渡人は今後も耕作する予定が無く譲受人に相談したところ売買で話がまとまり今回申請に至りました。</p> <p>審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上報告します。</p>
議長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第81号の番号1番から番号4番までの4案件についてこれより質疑を許可します。</p>
	[ありません]の声あり
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第81号の番号1番から番号4番までの4案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第81号の番号1番から番号4番までの4案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	挙手全員です。
議長	<p>挙手全員により「議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号4番までの4案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第82号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	議案書の4ページ、概要書の7ページをお開きください。
	(議案書のとおり番号1番から番号5番までの5案件について朗読)
議長	事務局の説明が終わりました。

	<p>ここで、番号1番から番号5番までの5案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番及び番号2番の2案件を12番：小野末芳委員にお願いいたします。</p>
12番委員	<p>三重の小野末芳です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてあります。</p> <p>申請地は、自宅を新築した際に宅地として拡張し、転用後20年以上経過しているため申請したものであります。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められました。</p> <p>次に番号2番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてあります。</p> <p>申請地は、亡父から相続した土地ですが、狭小で農業に向きであったことから耕作を放棄し、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものであります。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>次に、番号3番の1案件を9番：渡邊丸美委員にお願いいたします。</p>
9番委員	<p>緒方の渡邊丸美です。2月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてあります。</p> <p>申請地は、自動車整備工場及び住宅を建築し、20年以上経過しているため申請したものであります。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧をしており、周囲への影響はありません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>次に、番号4番及び番号5番の2案件を3番：橋本みゆき委員にお願いいたします。</p>
3番委員	<p>大野の橋本みゆきです。2月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてあります。</p> <p>申請地は、自宅及び農産物貯蔵施設への進入路として整備し、転用後20年以上経過しているため申請に至りました。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、コンクリート敷きを行い土砂の流出がないよう施工しており、周囲への影響は認められません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p>

	<p>次に、番号5番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、農業用倉庫及び自宅への進入路として整備し、転用後20年以上経過しているため申請に至りました。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、コンクリート敷きを行い土砂の流出がないよう施工しており、周囲への影響は認められません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。以上、報告します。</p>
議長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第82号の番号1番から番号5番までの5案件について、これより質疑を許可します。</p>
	<p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第82号の番号1番から番号5番までの5案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p>
	<p>これから採決します。議案第82号の番号1番から番号5番までの5案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により「議案第82号 現況証明（非農地証明）について」の番号1番から番号5番までの5案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p>
議長	<p>これをもちまして、令和5年度2月豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p>
	<p>(とき、午後3時2分)</p>

豊後大野市農業委員会會議規則第 20 条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 3 番委員 不^ト馬 幸^{サク}司^シ

4 番委員 後藤 淳一